

# 社会的養護にある子どもへのライフストーリーワークの保障 —英国における情報収集と記録の取り組みに焦点をあてて—

森 和子\*

社会的養護のもとで暮らす子どもたちが、自分自身の過去を受け止め、生きる希望を見出していくためには、子ども自身が自分の人生を肯定的に語るができるようになることが必要である。子どもたちが前向きに生きていくためのひとつの有効な取り組みが「ライフストーリーワーク」(以下、LSW)である。子どもが自分の生い立ちを整理する LSW を実施するために必要なことは、「何故実親の元から離されなければならなかったのか」などを理解するための情報や資料である。

本研究の目的は、先駆的な取り組みをしている英国の LSW の実践を通して、実親と離れて暮らす子どもが成長した時に、LSW が提供されることを見据えて、実親から収集する必要な情報の内容、記録を書く視点や方法について検討することである。その結果、日本における児童福祉司や施設職員などが記録を書く視点として、(1) LSW を見据えた記録を残すことの重要性、実親から収集する必要な情報の内容として、(2) 実親と養子、養親をつなぐ架け橋としての記録の有効性、記録の根拠となるものとして (3) 法律で保障された LSW と子どものための記録の必要性が、本研究から考察された。法整備された実施体制のもとで、LSW の視点から集められた情報や書かれた記録をもとに実施を保障することは、社会的養護を受ける子どもの健全なアイデンティティを形成していくためには、必要不可欠なものであることが示唆された。

Key words : ライフストーリーワーク, アイデンティティ, 情報収集, 記録

## I. 問題の所在

### I-1 社会的養護にいる子どもに必要な生い立ちの整理

子どもは本来、家庭において保護者により成人するまで養育され、当たり前の日常生活の積み重ねの中で自分自身のアイデンティティを形作っていく。しかし現実には、父母の行方不明や養育拒否、虐待、親の精神疾患や入院などの理由で、親と一緒に生活できない子どもたちがいる。平成 26 年度に児童相談所に養護相談を受けた件数(厚

生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)のうち、虐待での相談が 89,810 件で、そのうち 4,241 人の子どもは児童福祉施設入所、537 人は里親委託されている。家庭から引き離されて児童養護施設や里親の下で暮らす子どもたちは、全国で 4 万人以上いる。その中には自分の生みの親のことや、生い立ちを知らない子どもも多く、自分のことをいなくてもいい存在だと思い込んで、自分のアイデンティティを積み上げることができず、そのことが社会に溶け込む妨げになったり、虐待を繰り返す原因になったりすることもあると言われている。

\*人間学部人間福祉学科

このような虐待やネグレクトなどで生みの親と離れ社会的養護のもとで暮らす子どもたちが、自分自身の過去を受け止め、生きる希望を見出していくためには、子ども自身が自分の人生を肯定的に語る事が出来るようになることが必要である（橋原，2010）という。山本（2011）は、児童相談所の立場で施設の子どもたちと面会を重ねていくうちに施設には、生い立ちの整理を必要としている子どもが少なからず居ることに気づいたという。英国の児童権利保障担当部長（Children's Rights Director）によって書かれた小冊子の中で、実親と別れて養子縁組した子どもたちが欲していることが書かれている（2006年調査）。「なぜ、自分が生まれた家族と共に暮らせず、養子縁組されたのか」「自分が生まれた家族についての詳細」「養子縁組されるまえの自身の生活情報」「どこで生まれたのか」(Ryan.T., and Walker.R.,2007)など、自分の過去について知りたいことがあげられていた。そこで社会的養護を受ける子どもたちが、これらの答えに向き合い、前向きに生きていくためのひとつの有効な取り組みが「ライフストーリーワーク」(以下、LSW)といえる。

LSWは、子どもが、自分の過去に起こった出来事や、その時の家族のことを理解し、自身の生い立ちやそれに対する感情を信頼できる大人の支えとともに整理していく。施設や児童相談所の職員が協力し、子どもたちに自分の生い立ちを振り返る一連の作業を意味する。その際には、施設や児童相談所の職員が、親の離婚の理由や、過去の虐待の背景にまで踏み込んで、子どもに伝えることもある。辛い過去でも、子どもの思いに寄り添える大人の支えにより人生を前向きに捉えなおせるようにするものである。

## I-2 日本におけるLSWの現状

日本では、1994年に子どもの権利条約に批准し、それに応じて児童福祉法の改正が行われ、児童相談所の都道府県知事に対する措置報告に、保護者のみでなく子どもの意向を記載することが義務付けられた（曾田2013）。社会的養護にいる子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を守ろうという意向のもとに、近年LSWは、一部

の児童養護施設や児童相談所で行われるようになり、実践をもとにした研究も報告されている（橋原，2009,2010；山本，2010,2011）。また、国立武蔵野学園では2010年から、「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究発表会」を行っている。社会的養護に関係する児童福祉施設、里親、児童相談所などが連携しながら、つながりのある育ち・育ての保障を実現するために研修を実施している。そこで、1つのツールとして、養育者による育ての記録である「育てノート」が作成され（川尻，2011）、日本版のLSWに近似した方法として提案している。

社会的養護にいる子どもたちは、自分が悪い子だったから施設に来たと思っている子どもが少なくない。実親から離されたことで喪失や拒絶された感覚をもつ子どもたちにとって、生い立ちの整理であるLSWの実施は必要である。児童養護施設入所児童へのLSW実践を支える要素を明らかにした研究では、理想としては「子どもが過去と向き合う機会」を提供することが必要であると考えられたが、現状としては「実施の力量とそれを支える環境」「実施体制の整備」が影響している（曾田，2014）ことが示されている。つまり、LSWの実施体制がまだ整っていないことが指摘されているが、その中でもLSWの実施は、実際には子どもや援助者への変化や効果に繋がっていることが示されたと考察している。

## I-3 日本における子どもたちのための情報と管理の問題点

LSWを実施する上で、施設の職員が感じる課題として、施設の職員、児童相談所の心理司も福祉司も替わって、トータルでその子どものことを理解している人がいないことがあげられる。それによって子どもの記憶も混乱しても仕方がないという。また、記録の保存と内容への配慮として、次のことが施設職員から話されている。

「児童相談所の記録は配慮が足りないところもあるんですよね。親の生育歴なんか書いているけど、割と無造作ですよね。施設の記録も、時にはそれを子どもが読む場合もあるかもしれない。記録を追っていくと、その子がどう思われていた

かがわかりますよね。」「子どもたちの問いていうのはいつ出てくるかわからないですよ。本当に小さい時にくるかもしれないし、もしかしたら20歳すぎて30歳過ぎてほんとにくるかもしれない。だから私たちは措置をしたり施設で子どものケアをしたりしている時に、いつそういう問いがきてもきちんと答えられるように、ちゃんと記録なり答えなりっていうのを準備していくこと、それもものすごい大事なんだなって思いました。」(山本, 2010)。また、LSWの視点に立った里子支援のあり方としても、里子が過去の情報を知りたいと思った時に、情報を参照できるようにしておくことが必要である(平田, 2010)と情報が欲しい時に得られないことが多いことを指摘している。

児童相談所の記録は子どものケースワークのためのものであり、措置や支援の方向性を検討するための情報が中心となっている。また、施設等の記録は、子どもの生活状況を客観的に捉え、成長や課題を記録するが、これらの記録は、子どもの状態や家庭の状況等の課題や問題といった、ネガティブな内容がどうしても多くなってしまいがちである(川尻, 2011)という。

では、措置機関である児童相談所で書かれる記録の書き方の規定についてみてみたい。児童福祉司の記録は、2013年の構成労働省の児童相談所運営指針の改正通達によると記録の内容として、「4. 子どもや家庭が抱える問題の理解に必要な資料」に、子どもや家庭が抱える問題の理解のため、子どもの年齢などを考慮しつつ書くよう、次のように示されている。

- [1] 心身の状況(健康状態, 表情, 発達, 社会生活能力, 学力, 興味の範囲等)
- [2] 情緒成熟度(分化, 表出, 統制等)
- [3] 欲求と障がい(欲求の強さ, 不満, 防衛, 忍耐度等)
- [4] 現在の適応状況(家庭, 所属集団, 地域等)
- [5] 対人関係(親子関係, 家族関係, 友人関係等)
- [6] 文化的, 社会的環境(地域社会の状況, 規範, 伝統, 文化等)
- [7] 家庭の状況(構成, 家族歴, 生活歴, 家庭環境等)

## [8] その他必要と思われる事項

施設職員からは、その後の施設生活では、施設変更やケアワーカーの変更で育成歴の連続性が阻害されていることが多いため、空白部分の記録や記憶を補う工夫が必要である(徳永・徳永, 2011)という指摘もある。これらの情報の記録は、社会的養護を受ける子どもの健全なアイデンティティを形成していくためには、必要不可欠なものであるといえよう。

記録を実施する上での児童相談所の課題として、子どもが自分の生い立ちを整理するLSWを実施するために重要かつ必要な物は、子どもが「何故実親の元から離されて社会的養護を受けなくてはならなかったのか」ということを理解するための、実親に関する情報や資料である。実際、児童相談所運営指針の改正通達による記録の内容である「4. 子どもや家庭が抱える問題の理解に必要な資料」の項目をどの程度書き込んでいくかは、個々の児童福祉司に委ねられており、現実的には多忙を極める業務の中で、詳細に分析して書き込むことは困難なことであると言わざるを得ない。岩間(2006)は、ソーシャルワークの現場における記録をつける時の課題として、①記録作成の効率化、A 記録内容の充実、B 記録の実践への有効活用、C 保管環境の整備がなされることの4点を指摘している。この4点を配慮して記録することの重要性があげられている。

そこで、本研究では、まずLSWの意義と、英国におけるLSWの成立経緯について文献を用いて把握する。その上で、実親と離れて暮らす子どもが成長した時に、LSWの提供を保障することを見据えて、実親からの情報の内容、記録を書く視点やあり方について検討したい。

## II 研究の目的と方法

### II-1 研究の目的

本研究では、はじめにLSWの意義と英国におけるLSWの成立経緯について文献を用いて把握しておく。その上で、実親と離れて暮らす子どもが成長した時に、LSWを提供することを見据えて、実親から収集する必要な情報の内容、ソー

シャルワーカーが記録を書く視点や方法について、英国の実践を手掛かりにして、わが国の記録のあり方に示唆を得たい。

本研究では、LSWを、「出自や家族背景、入所理由といった子どもの生にまつわる重要な事実を分かちあい、子どもがその事実を胸に収め、自己物語を紡いでいくための言語的、非言語的な、継続的対話」とする橋原（2009）の定義を採用する。

## II-2 研究の方法

世界でもLSWの先駆的な取り組みをしてきた、英国養子縁組・里親委託協会（British Association for Adoption and Fostering; 以下 BAAF）を訪問し、LSWの具体的な記録のあり方についてヒヤリング調査を実施し、資料の収集も行ってきた。ソーシャルワークの記録のあり方として重要である、①記録作成の効率化、②記録内容の充実、③記録の実践への有効活用、④保管環境の整備（岩間、2006）の4点を分析枠組みとして、ヒヤリング内容と資料の分析を行った。

## II-3 調査対象

BAAFは、1980年に創立された養子縁組と里親委託の向上のために研究活動、出版、研修、政策への提言など世界の第一線でやってきた慈善団体である。2015年に国の経済的問題により支援が終了したことから閉鎖された。それ以降、イギリスで長い歴史をもつ児童福祉機関であるCoramに合併され、現在はCoram BAAF Academyとして、規模を大幅に縮小して存続している。BAAFの元トレーナーで、コンサルタントでもあったChris Christophidesと、Coram BAAF Academyに現在も所属しているJulia Feastに、ヒヤリング調査を行った。Chrisからは、主にLSWのあり方について、Juliaからは、社会的養護の支援の推進についてヒヤリングをした。Chrisが、日本に来日した時に行ったシンポジウム（2013）<sup>1)</sup>と、ワークショップでの資料（才村、大阪ライフストーリー研究会、2012）<sup>2)</sup>、イギリスで入手した文献も分析の資料とした。

## III 結果

はじめに、III-1で英国における出自を知る権利の保障の経緯について、文献により明らかにする。III-2で、英国でのLSWのための子どもの情報の保管と記録のあり方について、ヒヤリング調査の結果を4つの視点から分析する。

### III-1 英国における出自を知る権利の保障の経緯

英国では、最も早い時期から社会的養護における子どもの権利について協議されてきた国といえる。出自を知る権利は、養子になった人たちから強く求められてきた経緯がある。1926年に最初の養子縁組・児童法が制定された。その時に初めて、養親に監護権が委譲されることになった。1968年には、64年に採択されたハーグ条約に対応して、養子縁組法が改正された。入所施設は縮減策が進み、里親委託率の上昇、養子縁組の促進の方向に向かっていった。1972年に「ホートン委員会」は、それまでの養子縁組について見直し、養子縁組は養親のための制度ではなく、子どもの福祉のための制度であることが初めて公文書で宣言され、75年の児童法に盛り込まれた。その影響を受け、76年に養子縁組法ができ、養子が生い立ちを知る権利が保障された。

LSWは、1970年代に英国で始まった支援であり、1989年の児童法により、すべての社会的養護児童に対してLSWを実施することが義務化された。里親、里子、養子縁組支援団体が、それぞれの対象者に合わせたライフストーリーワークを提供している（徳永、2015）。97年のブレア政権の後、十代の妊娠やホームレス、あるいは精神疾患、失業中であるなど、様々な社会的排除の犠牲になっている子どもたちの中で、自治体のケアを受けていた子どもが非常に多いこと、ケアを受けている子どもたちの中に家庭復帰ができないのに何年も里親さんをたらい回しにされている子どもたちがいることを懸念して、新しいパーマネンシーポリシーを構え、国の子ども政策の目玉とし、2002年の養子縁組児童法に集大成（津崎、2008）



された。養子縁組児童法の第 60 条で養子への情報公開・出自を知る権利が明確に規定された。英国では、一旦法律が制定されても改正が頻繁に行われ、その改正への動きに種々の団体や当事者の声が反映されている（才村，2008）のである。

英国での心的外傷を受けた子どもの治療期間である SACCS は、治療的養育と心理療法と LSW の 3 つの統合を援助のモデルとしており、ライフストーリーワーカーという専門職を置いている（徳永，徳永，2011）。ライフストーリーワーカーが行う情報収集では、およそ 3 か月を書けて、出生証明証や成績証明書、健康情報、両親の結婚証明証、里親での記録、法廷や警察のレポート、福祉・治療機関の記録、あらゆる文書や写真を入手すると同時に、子どもに関連した人々を対象に面接を行い、子どもの過去についての情報を真偽に関わらず、聞き取っていく（檜原，2010）と紹介している。

その他にも「情報開示に対応する専門職員が雇用されている民間児童福祉団体や地方自治体もある」ことが報告され、「ここでいう専門職とは、ソーシャルワーカーと記録・情報管理の専門家（アーキビストや情報管理オフィサー等）」（徳永，2015）を指すという。英国において、社会的養護のもとで暮らす子どもに対する重要な支援ツールとして実践されてきた（曾田 2013）という歴史があることがわかる。

### Ⅲ-2 英国での LSW のための記録のあり方と情報の保管

ヒヤリング調査の分析に際しては、Chris Christophides のヒヤリング結果は文中で（Chris1）とし、Chris Christophides が、日本に来日した時に行った LSW のワークショップでの資料内容は（Chris 2）、Julia Feast のヒヤリング結果は、(J) とした。補足として現地で入手した資料も加えた。調査結果の内容は、①記録作成の効率化、②記録内容の充実、③記録の実践への有効活用、④保管環境の整備（岩間，2011）の分析枠組みに沿って述べていく。

#### (1) 記録作成の効率化

英国の福祉現場では、担当者が変わる時に、改めて協議の場をもうけ、可能な限り前年度の担当者同席の上、LSW の意味付けを踏まえた、これまでの支援の到達点、今後の方向性について、施設側と児童相談所側で共存しておくことが、子どもの支援のパーマネンシーの視点からも重要である（Chris 2）。担当が変わる時、ソーシャルワーカーによって同じ子どものケースワークが変わってしまうことは、子どもに混乱を招くこととなる。そのため、LSW の意味付けを見据えて引継いでいくことを心掛けている（Chris 1）。

そして、定期的な協議と関係機関との情報共有をして、施設のケアワーカーが LSW を実施する場合には、子どもについての情報など情報交換を行い、アセスメントを更新し、必要に応じて実施計画を見直していく必要がある（Chris 2）という指摘も忘れてはならない。

また、現代はデジタルカメラや録画が簡単に使用できるようになってきたので、写真や映像なども記録として保存することで、より強化された重要な LSW の記録となる（Hammond,P. Simon.&Cooper.N.,2013）ため、利用することが薦められている。写真は過去の出来事を記録するだけではなく、画像を通して子どもが過去について話し、それにまつわる感情を表現することが出来る手段でもある（Ryan.T., and Walker.R.,2007）。

#### (2) 記録内容の充実

2002 年の養子縁組・児童法は、養子法と児童法が一緒になり、子どもの福祉と知る権利が示された法律である。英国では、この法律により里親、施設でも日誌を書くことが義務づけられた（Chris 1）。将来的な LSW の実施に向けて、毎日の生活の中での出来事でも、里親養親に記録を付けることが勧められている。里親が記録をしっかりと書くのが難しい時には、ソーシャルワーカーが連絡をして様子を聞き、書き進めていくことを促している（Chris 1）。子どものファイルにはできるだけ多くの情報を集めて入れていき、それを里親や施設職員に渡すというのが、ソーシャルワーカーの義務である。LSW は、子どもが生まれた時か

ら、年代を追ってどのようなできごとがあったかを辿っていく。生まれた時のことが詳しくわからない場合は、生まれた産院に問い合わせで記録を辿って情報を得ることもある（Chris 2）。家系図や子どもの思い出のある物、例えば衣服や証明書、写真や成績表、親や友達からの手紙やプレゼントなど思い出の品を集めるとよい（Chris 1）。近所に住んでいた人や古くからいる施設から、子どもが覚えていないようなエピソードなどを聞くことも大事な情報となる（Chris1）。情報開示ができるようになったのは、すべての大人の人の開示希望の流れから生まれてきた。現在は、措置された後に、新しい情報が入ってきた時は、その都度ソーシャルワーカーは子どもに知らせることになっている（Chris 2）。

### （3）記録の実践への有効活用

LSW を行う時は、集めた記録から子どもに、入所理由や、親の事情とか子どもの理解度や心理状態を見ながら、少しずつ、点滴がぼたぼたと落ちるように、子どもに寄り添いながら伝えるというやりかたで行う（Chris1）ということが語られた。

ここでは、将来のための生い立ちの手紙（Later Life Letter, 以後 LLL）とレターボックスコンタクトという、2つの具体的な方法を取り上げる。

#### 1) 将来のための生い立ちの手紙（LLL）

子どもにとって何故自分は家庭から離れて施設や里親、養子縁組に生活の場を変わらなければならなかったのかについては、最も子どもが知りたいと思うものである。そこで、一番初めに子どもの措置をしたソーシャルワーカーが、将来のための生い立ちの手紙（Later Life Letter, 以後 LLL とする）を書くことになっている。措置した子どもが将来的にライフストーリーワークをすることを見越して、子どもが親許を離れなければならなかった経過について理解できるように、その時に担当したソーシャルワーカーが生い立ちの手紙を書き遺しておくのである（Chris1）。

この生い立ちの手紙は新しいものではなく、30年以上前から英国の養子縁組実践の一部と

して行われてきた。LLL は、2005 年の養子縁組機関規則（イングランドとウェールズ）によりライフストーリーワークに重要な追加作業として位置付けられている。養子縁組機関規則の 8 節で、子どもの LSW の日程と、LLL は養子縁組機関によって養親に渡されることになっている（Ryan.T., and Walker.R., (2007)）。

LLL は養子縁組されるまでの子どもの経過を手紙で説明する。子どもが何故実親家族と生活できなくなったかを理解することができるよう詳細にわたる出来事を書かれなければならないとされている。実親家族についての事実を提供することは、子どもが抱いている幻想を取り除くとともに、現実起きたことは、自分が悪かったからというようなネガティブな考えを取り除くことにもなる。何故このようなことになったのかを理解することに至るまでには、長いプロセスがかかるかもしれないが、LLL は、LSW のプロセスに他のポジティブな意味を付加することにもなる。

2002 年の養子縁組子ども法は、将来大人になった養子や若者が実親家族について知ることをできるように、詳細な内容を書き込むよう指示されている。ある養子縁組ワーカーは、若者のみならず、思春期に入る前の子どものために、他にも手紙も書くべきであると言っている。何故このようなことが起こったのかなど、わかっている事実をもとにかかれなければならない。緊急保護命令が出され、その後の出来事の経過が誤った時間で書かれないよう、担当がきちんと書き残しておくことが重要である（Chris 1）と語った。

子どもを措置したソーシャルワーカーは子どもの親とも面接を重ねているので、親の事情や背景などを理解することで、子どもが措置される経過を手紙に残すことが出来る。実際には後で調べてもわからないことが増えてくるため、担当したソーシャルワーカーが将来を見越して手紙を残すことは有益であるとされている。

#### 2) レターボックスコンタクト

レターボックスコンタクトは、実親と養親が

ソーシャルワーカーの事務所を通じてコンタクトを取っていく制度である。実親が子どもに關する手紙を、ソーシャルワーカーに送ってくる。子どもを取り返すなどの場合は省くが、養親にも手紙を読んでもらい、子どもと養親と一緒に手紙を読むようにしている。養親も子どもの写真や様子を描いて、SWの事務所に送り、実親に届くようにする。それを1年位1, 2回行う。実親が拒否したとしても、養親がその努力をしていることが子どもに伝わるのが大切なのである(Chris 2)という。

#### (4) 記録の保管環境の整備

2013年の養子縁組法の改正では、孫も養子であった親の出自を知ることができるようになった。養子が死亡した場合でも、養子であった人の子どもが情報にアクセスできるようになり、2015年の改正で、記録は100年間保存することになった。そのような希望が養子になった人の家族から強くあったことを受けて実現したことである。

Juliaは1988年から子どもの社会的養護に関する機関で働いていた。2003年にBAAFに移り、BAAFで長く活動したことにより、養子には生みの親に会う権利があること、社会的養護にいる子どもには出自を知る権利があることについて、国や社会に向けてキャンペーン活動を積極的に行ってきた。イギリスでは、このようなソーシャルワーカーたちの活動により養子縁組法などの法律が改定されてきた(Julia)。

記録方法は、地域の機関によって扱い方が違っていたため、2005年に詳細な情報を残すことが法律で決まった。また自分の出自をたどるライフストーリーワークも、法律によって実施が規定されている。2002年に成立した(2005年から実施)養子縁組法では、それまでは養子だけが実父母の情報にアクセスできたが、実父母も養子になった子どもが、18歳になった時に、情報にアクセスしてコンタクトがとれるようになった(Chris 1)。

BAAFは、記録を保管するだけでなく、仲介サービスをウェブサイトで周知できるように知らせるとともに、実親を探すことができるサービスを開始した。Tracing Birth Relatives<sup>3)</sup>という、

実親家族を探したい養子であった人たちへの実践ガイドがある。まだ施設があったような古い時代に養子になった人たちも、当事者が元預けられた施設の名前を入れると情報がアップされ、当時の情報を得ることが出来る連絡先などが示される。これは政府から45,000ポンドのお金がおおりて、BAAFのJuliaともう一人の職員で作ったものであるという。今でも毎日約300人がアクセスしている(Julia)という。

以上のように、イギリスでも養子の出自を知る権利や記録にアクセスすることができるようになるまで、長い年月をかかっている。ソーシャルワーカーたちのキャンペーン活動などにより、記録へのアクセスや保存に関しても法律が改正され、改善されてきているのである。

## IV 考察

本研究は、実親と離れて暮らす子どもが成長した時に、すべての子どもに対してLSWの提供ができるよう、実親から収集する必要な情報の内容、ソーシャルワーカーが記録を書く視点や方法について、英国の実践を手掛かりにしてわが国の記録のあり方に示唆を得ることを目的に行ってきた。以上の英国での調査結果から、わが国に示唆される点について考察する。

### 1. LSWを見据えた記録を残すことの重要性

日本の場合、子どもの担当児童福祉司は、数年単位で異動になり長期間施設や里親宅にいる子どもたちにとって、担当が変わっていくことは、子どもの生育歴が分断されていってしまうことともいえる。また、里親、養親からは替わる度に、これまでの状況を説明しなければならず大きなストレスとなっているという声をよく聞く。英国では、担当者が変わる時に、可能な限り前年度の担当者同席の上、LSWの意味付けを踏まえることによって、施設側と児童相談所側で支援の到達点、今後の方向性を共有すること、子どものファイルにはできるだけ多くの情報を集めて、それを里親や施設職員に渡すというのがソーシャルワーカーの義務であると規定されており、子どもの情報を

豊かにしライフストーリーをつなげていく、子どもの最善の利益にかなうものであることが推察された。

英国で行われている、一番はじめの担当が措置をするまでの経過を、将来のための生い立ちの手紙（LLL）として残すことは、子どもが最も知りたいと望んでいる「なぜ、自分が生まれた家族と共に暮らせず、養子縁組されたのか」「自分が生まれた家族についての詳細」「養子縁組されるまえの自身の生活情報」「どこで生まれたのか」（Ryan.T., and Walker.R.,2007）などの疑問に答えられること、担当の異動により経過が時間的、内容的に誤りが出てくる可能性があることを防ぐためにも、LLLの採用は有効であることが示唆された。

ソーシャルワーカーが、子どもに伝える時のことを前提に考えると、子どもが理解するために最善と思われる内容や、文章表現、言葉の選択の検討が必要になり、自ずと記録の書き方自体が変わってくると思われる。例えば「生みの親は〇〇という事情からどうしても育てることができなかったから、子どもを大切に育ててくれる人に託した」というように、事実を土台にしてそこからポジティブな面を見つけるように意味を深めていくことの重要性が示唆されていると考える。実親から保護した子ども、家族やその経過に関する情報を収集して、記録する児童相談所の情報の記録の仕方や管理は、子どもにとっての過去の大事な一部であることを認識する必要があるであろう。「毎日丁寧に記録を残すのは苦労が大きいですが、事実には忠実でありながら、読んだ当人も本当のことであると納得できるような配慮」と「自分の記憶にない情景が生き生きと思い浮かべられるような、子どもの育ちを支えていく記録のあり方を工夫する」（檜原、2015）という児童福祉司や施設職員、里親、養親等の支援の視点が必要であることが示された。

## 2. 実親と養子、養親をつなぐ架け橋としての記録の有効性

英国では、レターボックスコンタクトやLSW、LLLなどを行うことで、実親と養子、養

親とのつながりが維持されていたことがわかった。英国のBAAFは、1975年以前に養子縁組をした実母93人、養親93組、養子126人、実父15人の対象者から「ルーツ探しと再会の経験について」の調査（Triesliotis J., Feast,J.,& kyle.F., , 2003）を行っている。その中で「79%の実母は、別れる選択をしたことで罪の意識を感じていた。」「98%の実母は、子どもが元気か幸せかずっと気になっていた。」「実母や実父の多くは子どもにコンタクトを取りたいが、子どもの意思を優先したいと考えていた。」という結果が得られている。実父母は、わが子を養子に出したことで、子どもとの情緒的な関係が断ち切られている訳ではなく、実親と会ったり交流することで養親と実親が対立することではないことが推測される。そして、「85%の養子は、コンタクトをとることや再会の経験により、なんで養子になったのかなどの疑問の答えが見つかり、アイデンティティの強化につながった。」という結果であった。このようなエビデンスを根拠にして、LSWを進めていくことは、子どもと実親が共有した過去の時間と、養親と過ごしてきてLSWを実施している現在と、実親と養親がいる未来へと自らのアイデンティティをつなぐ架け橋となる（Ryanら、2007）ことともいえる。そのためには、LSWの実施に向けて、可能な限りの実親を含めた情報を収集していくことが重要となることがわかる。

英国のレターボックスコンタクトやLLL以外にも、今回の英国調査では入手できなかったが、カナダのブリティッシュコロンビア州の認定養子縁組機関で実親に書いてもらうためのフォーマット（森、2015）の作成が、記録の具体的項目として参考になると思われる。これらの項目は、ブリティッシュコロンビア州の法律である養子縁組斡旋規則に詳細に規定されている。フォーマットには、実親のみならず、そのきょうだい、祖父母を含めた社会的及び医学的経歴等が細かく書く項目があり、そこにチェックしていくように作成されていた。実親が子どものために書き残してほしいこととして、a「妊娠中に感じたこと」、b「書き始めた日、病院にいった日、増えた体重」c「あなたが生まれたときのストーリー」d「あなたへ



の私の夢と願い」 e 「あなたのお父さんについての手紙」 f 「私が養子縁組を選んだ理由」 g 「養親の方に知ってほしいこと」 h 「養子縁組をした1週間後、1ヶ月後、1年後の気持ち」等も書き記しておくようにしている。時間がたってからでは忘れてたり、記憶が薄らいで正確に書くこともできなくなることもあるため、具体的に書く項目をあげて、ソーシャルワーカーも協力しながら書き進め保存しておくことは、日本でも有用であると考える。

収集した情報や記録をもとに、「告知内容や告知時の表現に工夫をし、シビアな現実だけを突きつけるのではなく、実親の関わりや子ども自身の境遇に少しでもポジティブなイメージを抱けるような配慮」と、「実親のことを悪く言わない配慮」(山本, 2011)をして、記録から実親と養子、養親をつなぐ架け橋となるようなライフストーリーを立ち上げていくことが求められると推察された。

### 3. 法律で保障された LSW と子どものための記録の必要性

英国の2002年の養子縁組・児童法は、養子法と児童法が一緒になり、子どもの福祉と知る権利が示された法律である。18歳になった時に、情報開示できることになっている。さらに、法律により里親、施設でも日誌を書くことが義務づけられている。記録を付ける際のフォーマットの作成も効率化のためには必要であろう。

英国では、対人援助と記録保管という異なる分野の専門家が協働することによって、当事者や関係者の権利を守るための開示範囲や支援を多角的視点から検討する(徳永, 2015)という。さらに徳永(2015)は、ソーシャルワーカーが作成した記録が第三者によって管理されていることは、開示内容の決定に対する透明性を担保するという見地からも意義深いと指摘している。才村(2008)は、子どもの権利条約の理念、養子支援の経験のある福祉職の役割、養子とパラレルに出自を知る権利の主張をすることの重要性をあげている。英国で行われた調査では、「実親の情報や記録にアクセスしてくる当事者の年齢が30代から40代」(徳永, 2015)ということであった。そのことも踏ま

え、出自の情報に孫がアクセスすることを想定して、記録の保管も100年に延長されている。日本では、児童福祉法改正の成立(2012年)において、養子縁組が成立した児童等の児童記録票については、当該児童の出自を知る権利を擁護する観点から長期保存とすることが未だ検討事項とされている。現行の25年で児童記録を廃棄してしまうということは、その記録にある子どもの過去の一部も喪失されてしまうともいえるのではないかと考える。当事者や施設職員、里親・養子縁組機関、ソーシャルワーカーなどの支援者がキャンペーンをはって、社会に訴えていきながら、情報開示や LSW、記録の保存等についての法制化に向けて、子どもの最善の利益の視点から検討を進める必要があることが示唆された。

### V. おわりに

以上、実親から収集する必要な情報の内容、ソーシャルワーカーが記録を書く視点や方法について、わが国に示唆される点について述べてきた。

日本における児童福祉司や施設職員などが記録を書く視点として、(1) LSW を見据えた記録を残すことの重要性、実親から収集する必要な情報の内容として、(2) 実親と養子、養親をつなぐ架け橋としての記録の有効性、記録の根拠となるとして(3) 法律で保障された LSW と子どものための記録の必要性が、本研究から見いだされた。

LSW が支援者に求めているのは何なのかという疑問に対して、英国の LSW ガイドブックの中では、「里子や養子はまだ人生の旅の途中にいる。その人生の途上はとてもしんどかった。彼らは、この人生の旅に寄り添ってくれる誰かが必要だと感じている。そして、自分を安全に守ってくれて、助けてくれると感じられる居場所が必要なのである。—Schofield and Beek, 2006— (Ryan, T., etc., 2007) という言葉が載せている。児童養護施設の職員として、子どものために LSW を実施してきた橋原(2010)は、「本来大切なことは子ども自身が辛い記憶を打ち明けられる人に会うことができるか否かであり、子どもに向き合う我々の人間性が問われている。子どもの個人史に触れるということ

は、相手の年齢や立場、自分自身が専門家であるか否かということにかかわらず、それまで生きてきた他者の人生に対する深い畏怖や敬意に基づいて慎重に行われるべきである。」と述べている。筆者はかつて児童相談所で多くの児童記録票を目にしてきた。時々、養子として育った方が、自分の出自を知りたいと児童相談所を訪ねてくることがあった。その時に、この記録は当事者にそのまま伝えられる記録ではないと思ったものである。保護が必要な子どものソーシャルワークを実施する際には、LSWを実施することを前提にした記録を書き残し、情報を収集していくことの重要性和、社会の理解を求め子どもの最善の利益に立った法整備をしていくことが喫緊の課題であると思われる。

#### 注

- 1) 2013年の特別養子縁組を考える国際シンポジウムの際に、招聘講師として招かれたChris Christophidesの講演資料、「クリス・クリストフィデス氏 All about adoption」である。
- 2) 本資料は、平成23年度科学研究費補助金（課題番号21530634）により、才村真理&大阪ライフストーリー研究会が「児童福祉施設・里親宅で暮らす子どもたちとライフストーリーワークをはじめににあたって」としてまとめ、2012年に印刷物となったものである。
- 3) Website 参照 Adoption Service Reunion website (2016年8月24日現在)

#### 引用文献

Hammond, P. Simon. & Cooper, N., (2013). Digital Life story work Using technology to help young people make sense of their experiences, The British Association for Adoption and Fostering. London.

平田修三 (2010). ライフストーリーワークの視点に立った里子支援のあり方, 子どもの虐待とネグレクト 12(1), 52-60.

岩間文雄 (2008). ソーシャルワーク記録の課題—PSWを対象とした調査から—関西社会福祉大学研究紀要, 第11号, p159-165.

金子敬明 (2011). 養子制度の利用実態, 千葉大学法学論集 25(4), 155-180.

川尻恵 (2011). 社会的養護における「育ち」「育て」研究会の取り組み (特集生い立ちの整理とライフストーリーワーク), 児童養護 42(4), 8-12.

森和子 (2015). ベストな選択に向けての養子縁組相談支援—カナダ・ブリティッシュコロンビア州認定養子縁組機関の訪問調査を通して—, 文京学院大学人間学部紀要 17, 119-132.

森茂起 (2011). 児童養護施設における子どもたちの自伝的記憶—トラウマと愛着観点から—, トラウマティックストレス 9(1), 43-52.

榎原真也 (2009). 児童養護施設におけるテリング・ライフストーリーワークの実態と課題—関係者20名を対象とした面接調査から, 子どもの虐待とネグレクト 11(1), 104-117.

榎原真也 (2010). 児童養護施設におけるライフストーリーワーク: 子どもの歴史を繋ぎ, 自己物語を紡いでいくための援助技法, 大正大学大学院研究論集 34, 258-248.

榎原真也 (2015). 子ども虐待と治療的養育—児童養護施設におけるライフストーリーワークの展開, 金剛出版.

Ryan, T., and Walker, R., (2007). Life Story Work A practical guide to helping children understand their past. The British Association for Adoption and Fostering. London.

才村真理編著 (2008). 生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利, 福村出版.

曾田里美 (2013). 児童養護施設入所児童へのライフストーリーワーク実践を支える要素に関する研究, 子ども家庭福祉学 13, 35-45.

曾田里美 (2014). 児童養護施設におけるライフストーリーワークの取り組み: 聞き取り調査を通して, 神戸女子大学健康福祉学部紀要 6, 59-69.

徳永祥子, 徳永健介 (2011). 生活の中のライフストーリーワーク (特集生い立ちの整理とライフストーリーワーク), 児童養護 42(4), 19-25.

徳永祥子. (2015). 日本におけるライフストーリーワークの課題と展望, 139-144. 山本 智佳央・榎原 真也・徳永祥子・平田修三編著. ライフストーリーワーク入門—社会的養護への導入・展開がわかる実践ガイド, 明石書店.

Triesliotis J., Feast, J., & Kyle, F., (2003). The Adoption Triangle Revisited- A study of Adoption, searched

reunion experiences. The British Association for Adoption and Fostering, London.

津崎哲雄 (2008). 諸外国の養子縁組斡旋制度とその実態—イギリスの養子縁組斡旋制度と実態, 新しい家族 51, 養子と里親を考える会, 66-89.

Wrench K., Naylor L. (2012). Life Story Work with Children Who are Fostered or Adopted Creative Ideas and Activities, Jessica Kingsley Publishers.

山本智佳央 (2011). 施設で暮らす子どもたちの「生き立ちを知る権利」を支援する—真実告知とライフストーリーワークの試み—, 子ども家庭福祉学 11, 55-63.

山本智佳央 (2010). 施設で暮らす子どもたちへの真実告知 & ライフストーリーワークの取り組み, そだちと臨床 9, 150-153.

山本智佳央 (2011). 社会的養護における生き立ちの整理 ライフストーリーワークの意義と課題について, 社会的養護とファミリーホーム Vol.4 季刊「児童養護」42(4), 26-29.

(2016. 9. 26 受稿, 2016. 10. 13 受理)